

介護保険 住宅改修を利用される方へ

【申請は工事前と工事後の2回必要です。】

介護保険住宅改修は、介護が必要になっても可能な限り在宅生活を送ることができるよう、手すりの取付けや床段差の解消等比較的小規模な住宅改修をすることで日常生活の自立支援や家族の介護負担の軽減等を目的とする制度です。対象となるのは、厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であり香取市が必要と認めた場合です。ひとり生涯 20 万円を上限とし、改修費の9割(一定以上の所得がある方は8割又は7割)が介護保険から支給されます。限度額を超える部分は全額自己負担となります。

住宅改修前後に申請内容の確認のため、市職員が自宅を訪問することがあります。

■対象となる方

要介護認定（要支援1・2又は要介護1～5）を受け、在宅で生活する方

■対象の住宅

介護保険被保険者証に記載されている住所の住宅で、現に居住している住宅
※一時的に身を寄せている住宅は対象になりません。

■支給限度額

ひとり生涯 20 万円（20 万円が上限で、その1割、2割又は3割が自己負担となります。）

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

■対象となる住宅改修の種類

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他これらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

■支給方法

①償還払

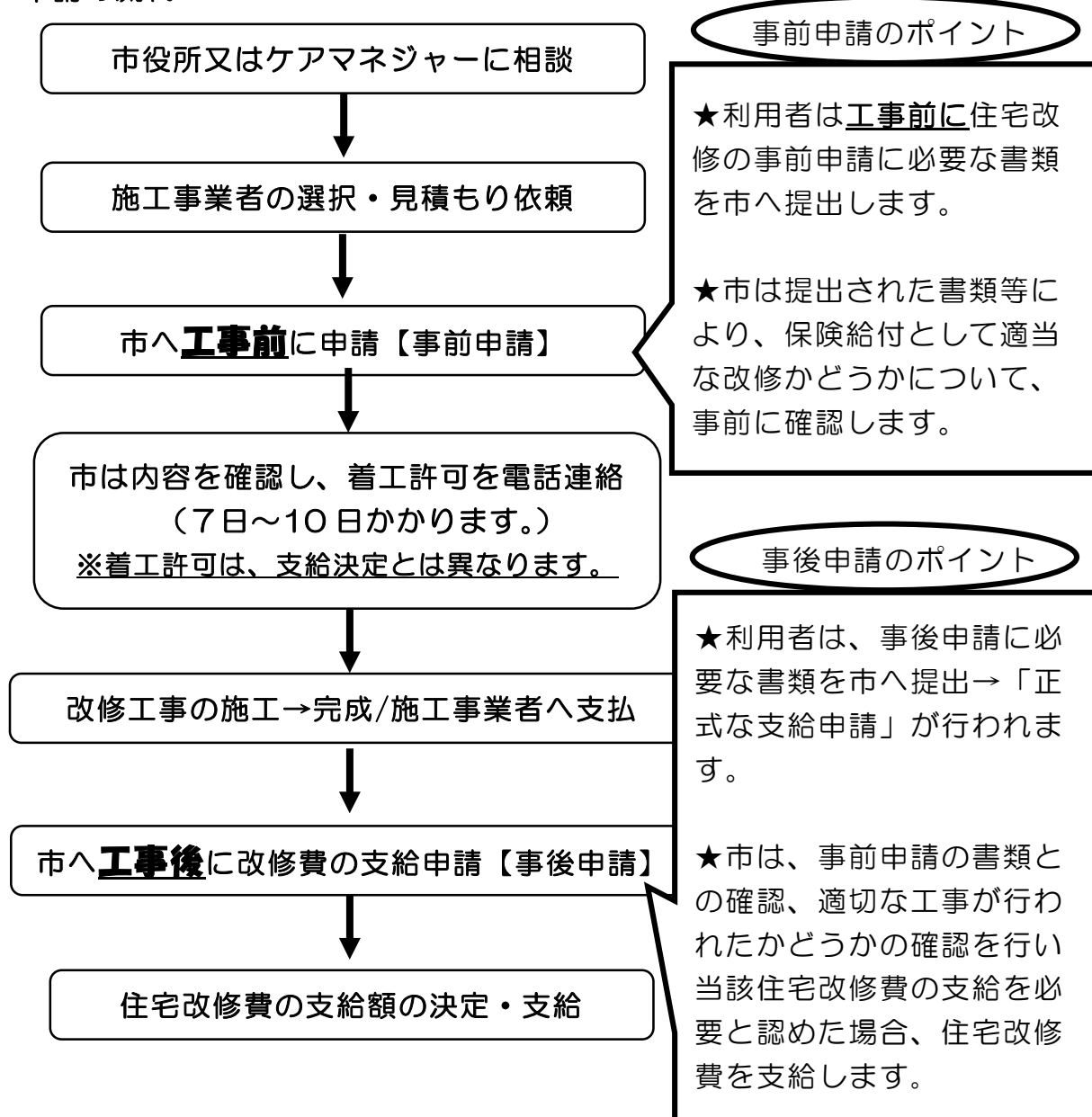
被保険者が事業者に改修費の全額を支払った後に、市から支給対象となる費用の9割、8割又は7割相当額が支給されるものです。

②受領委任払

被保険者が、自己負担分の1割、2割又は3割を事業者に支払い、残りの保険給付分は市が事業者を支払うものです。受領委任払を利用できる事業者は、市に登録している場合のみとなります。

介護保険料に滞納がある方は受領委任払いの利用ができません。

■申請の流れ



※事前申請前に工事をした場合は、保険給付の対象になりません。

必ず、工事着工前に申請書類を提出し、市の確認を受けてください。

※住宅改修前後に申請内容の確認のため、市職員が自宅を訪問することがあります。

※毎月10日(土日・祝日等の場合は、前開庁日)までに市役所本庁が事後申請を受理したものが、翌月末に振り込まれます。ただし、申請月と工事着工月が同月の場合は、翌々月の振り込みになります。

また、介護認定申請中の方は給付が遅れることがあります。

■事前申請に必要な書類

提出書類	備考
申請書(以下のいずれか) ・介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書(償還払い) ・香取市福祉用具購入費等(住宅改修)受領委任払い支給申請書(受領委任払い)	・署名又は記名押印が必要 ・償還払い利用時、振込先が被保険者以外の場合は別途「委任状」が必要
住宅改修の承諾書	・改修する住宅の名義が被保険者以外の場合に必要
委任状	・償還払い利用時、振込先が被保険者以外の場合に必要
マイナンバー委任状	・申請書に個人番号(マイナンバー)を記載し、被保険者本人以外が申請書を提出する場合に必要
住宅改修が必要な理由書	・ケアマネジャー、地域包括支援センター職員又は住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者が作成すること（福祉住環境コーディネーター2級以上、作業療法士等）
住宅改修に要する費用の見積もり	・2社以上見積もりをとること（提出する見積もりは、低廉な事業者1社で構いません。） ・宛名は被保険者本人のフルネームのもの ・改修事業者名及び押印 ・内訳がわかるよう、改修内容、材料費、諸経費等を適切に区分すること ・<u>実際に取り付けた部材が支給対象となり、余った部材は支給対象外</u>
図面	・改修箇所がわかるように印をつけること
改修前の写真	・撮影日をいれること ・改修箇所がわかるように印をつけること ・写真が鮮明であること
カタログ	・定価がわかるもの

■事後申請に必要な書類

提出書類	備考
介護保険住宅改修完了報告書	・償還払いと受領委任払いでは様式が異なります。
領収書	・宛名が被保険者本人のフルネームのもの ・領収日、改修事業者名、改修事業者の押印
受領委任払い(住宅改修)に係る購入費用額明細書(受領委任払いのみ)	・費用総額、対象外経費、保険給付額、自己負担額を記載すること
工事費内訳書	・見積書と変更がある場合は反映させること
改修後の写真	・撮影日をいれること ・改修前の写真と同じ方向から撮影すること ・写真が鮮明であること

※領収書(原本)の返却を希望される方は、領収書のコピーも持参してください。申請時にその場で領収書(原本)を確認のうえ返却いたします。

注意

□入院(入所)中や要介護認定の申請中で要介護度が決定していない方は、事前申請及び工事はできますが、事後申請はできません。万が一退院できない場合や認定結果が「非該当」になった際の改修費用は、事前申請がされていても給付の対象になりません。

※外泊は退院・退所とはみなしません。

□単に老朽化、物理的な劣化や故障という理由だけの住宅改修は対象外です。

□趣味、生きがい支援、仕事のためという理由は対象外です。

□2階に上がるための手すりの取付けについては、1階での生活を検討したうえで、2階へ行く目的や必要な生活動線なのかどうかを検討してください。

《問い合わせ先》

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地

香取市役所 福祉健康部高齢者福祉課給付管理班 TEL0478(50)1208

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

(平成12年 1 月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

第二 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第四項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく 保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(6) その他 (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更